

丸山公園遊具設置工事(設計・施工)  
プロポーザル(公募型)実施要領

2023(令和5)年6月1日  
三好市建設部 管理課

## 丸山公園遊具設置工事(設計・施工)プロポーザル(公募型)実施要領

### 1. 目的

丸山公園の遊具は、設置から長い年月が経過し、著しく老朽化が進み、木製遊具及び単体遊具数点を撤去している。

そのため、現在、更地の状態となっている芝生広場に幼児から児童までが遊び、安全で安心して利用できる丸山公園のシンボルとなる複合遊具を整備し、公園を市民の憩いの場とする。

なお、丸山公園は、池田町の一時避難所に指定され、防災機能が整備されており、災害時には芝生広場等で避難及び一時的避難生活を支援する計画となっているため、災害時に活用できる「防災遊具」を設置する。

その選定に当たっては、限られた事業費を最大限に有効活用し、公園利用者に喜ばれ、災害時に活用できる防災遊具を設置するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

### 2. 工事概要

#### (1) 工事名

丸山公園遊具設置工事(設計・施工)

#### (2) 発注方法

本工事は、提案を受けたうえで実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。契約は、工事請負候補者と随意契約(地方自治法施行令第167条の2)とする。

#### (3) 工期

契約締結日の翌日から2023年12月25日(月)まで予定

#### (4) 施工場所

徳島県三好市池田町ウエノ2770番地6 丸山公園敷地内 芝生広場

#### (5) 総工事費

18,190,000円以内(消費税及び地方消費税を含まない)

#### (6) 要求事項

企画提案にあたっては「丸山公園遊具設置工事発注者の要求事項」(別紙1)に従うこと。

### 3. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであり、かつ本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

なお、公告日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

- (2) 三好市暴力団等排除措置要綱(平成23年3月28日告示第19号)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (3) 三好市建設業者等指名停止等措置要綱(平成28年5月31日告示第38号)に基づく指名停止及び指名回避を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を完納していること。(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税)
- (8) 公告日において、本市の令和5年度入札参加有資格業者名簿に登録されている者で当該営業所等が四国内に有すること。
- (9) 2020年度以降において、同種業務又は類似業務を元請とし完了した実績を有すること。
- (10) 建設業法の規定による土木事業又は造園工事業の許可を有する者。
- (11) 参加申込者が(一社)日本公園施設業協会発行の SP 表示認定企業であること。
- (12) 参加申込者と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にあり、(一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士または複合遊具の設置経験がある 2 級土木施工管理技術士、もしくは 2 級造園施工管理技士の資格を有する技術者を配置できること。

#### 4. 本プロポーザルの実施方針等

工事請負候補者の選定方法は、以下の要領による。

##### (1) 参加資格等審査

###### ① 審査機関

参加資格等の審査は、本実施要領「5-(1)-①-ウ」に定める担当課において行う。

###### ② 審査基準

審査基準については、別紙 2 に定めるとおりとする。

###### ③ 審査要領

応募者に提出を求める本実施要領「5-(1)-②」に掲げる書類(以下「応募申込書等」という。)に基づき、本実施要領「3.」に定める参加資格要件を満たしているか等の審査を行い、評点の合計の高さに応じ順位付けを行う。応募者多数の場合は、評点の合計の高い順に3者程度を選定する。

###### ④ 審査結果の通知

参加資格等審査の結果については、応募者全員に文書またはメールで通知するとともに審査通過者の名称ほかその概要を三好市ウェブサイトで公表する。

##### (2) 提案書等審査

###### ① 審査機関

提案書等の審査は、選考審査委員会において行う。

###### ② 審査基準

審査基準については、別紙 2 に定めるとおりとする。

### ③審査要領

参加資格等審査の通過者に提出を求める「5-(2)-②」に掲げる書類(以下「提案書等」という。)等の内容に基づきプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施し、参加資格等審査時の評点と提案書等の審査の評点を合計し、その高さに応じ順位付けを行う。ただし、評点の合計が配点合計の 60%に満たない者は、当該順位付けに参入しない。

### ④プレゼンテーション等の概要

- ア. 参加申込者が作成し提出した提案書(様式第5号)ならびに提案目的物の完成予想図(概要図)、構造図および配置計画図の説明(手持ち資料又はマイクロソフト社パワーポイントによる20分程度のプレゼンテーション)を先に行い、その後選考審査委員会によるヒアリングを10分程度行う。
- イ. プレゼンテーションに用いる資料は提出した書類の内容のみを利用した静止画とする。(特殊効果、アニメーション、動画を用いないこと)
- ウ. プレゼンテーションおよびヒアリングに参加できるのは、責任者を含み3名までとする。ただし、原則として配置予定技術者の出席を要する。
- エ. プレゼンテーション等の詳細については、審査参加者決定後、該当者に速やかに連絡する。

### ⑤審査結果の確定及び通知等

- ア. 本実施要領「4-(2)-③」の規定により確定した順位の最上位の者に本業務の契約交渉権を与える。ただし、この者が失格し又は契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。(以後工事請負者が決定するまで同様)
- イ. 提案書等の審査の結果、評点の合計が同点となった場合は、選考審査委員会で審議のうえ順位を決定する。
- ウ. 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。
- エ. 提案書等の審査の結果については、提案書等の審査参加者それぞれに文書またはメールで通知するとともにその概要を三好市ウェブサイトで公表する。

### (3)失格要件

応募者の行為が次のいずれかに該当する場合は、即時失格又は調査により失格となる場合がある。失格となった場合、当事者にその旨を通知するとともに、審査前・審査中にあつては審査から除外し、審査後から本業務の契約締結までの間にあつては、工事請負候補者となる権利を喪失する。

- ①本実施要領「3」の規定による要件を備えていないことが判明した場合
- ②2以上の応募を行った場合
- ③本プロポーザル期間中において、以下の者に直接、間接を問わず接触し、自身の優位になるよう働きかけを行った場合
  - ア. 本プロポーザルの主催者
  - イ. 選定委員会委員
  - ウ. 担当職員(事務手続に関する事項は除く)
- ④本実施要領に定める手続、手順、期限等を遵守しない場合

- ⑤応募申込書等、提案書等その他提出を要する書類(以下「提出図書」という。)が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ⑥提出図書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑦提出図書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑧提出図書に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑨他者の提出図書を盗用した疑いがあると認められる場合
- ⑩その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があると認められる場合
- ⑪公平な審査を阻害する行為があった場合
- ⑫その他本要領に違反すると認められる場合

#### (4) 留意事項

- ①提出後の提出図書の加除修正は認めない。
- ②配置予定技術者は、原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等特別な理由がある場合には、配置予定技術者の変更を行うことができるものとする。その場合にあっては、同等以上の技術者を以てその後任とし、三好市の了解を事前に得なければならない。
- ③参加申込者不在または審査において規定の点数を超えるものが不在の場合は、本プロポーザルを中止し、改めて募集を行うものとする。
- ④書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- ⑤応募申込書等の提出以降の辞退については、担当課まで電話にて連絡の上、「辞退届(様式7)」を提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。
- ⑥提出図書の作成、プレゼンテーション等の実施ほか、本プロポーザルに関して応募者が要したすべての費用は応募者の負担とする。
- ⑦審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

### 5. 提出図書の作成及び提出

#### (1) 応募申込書等の作成及び提出

本プロポーザルの応募申込者は、応募申込書等を提出すること。

##### ①受付期間及び提出方法

###### ア. 受付期間

2023年6月5日(月)～2023年6月20日(火)(当日消印有効)

###### イ. 提出方法

持参または郵送(書留)、宅配便

※持参による提出の受付時間は、土・日・祝祭日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、提出先まで届けるものとする。

なお、表に「丸山公園遊具設置工事(設計・施工)プロポーザル応募申込書在中」と朱書きで明記すること。

###### ウ. 提出先(担当課)

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2145番地1

三好市建設部 管理課

電話:0883-72-7681

FAX:0883-72-7206

代表メールアドレス:kensetsu-kanri@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

## ②提出書類

- ア. 応募申込書(様式第1号)
- イ. 会社概要(様式第2号)
- ウ. 業務実績調書(様式第3号)
- エ. 配置予定技術者届出書(様式第4号)
- オ. 同種の設計・施工実績が確認できる工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要が確認できる資料、または工事实績情報システム(CORINS)に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し
- カ. 納税証明書(国税・都道府県税・市町村税について滞納のない証明・発行後3か月以内のものに限る)
- キ. (一社)日本公園施設業協会発行の SP 表示認定企業認定証の写し

## ③提出部数

正本1部、正本の写し6部

※提出書類ア～キの順番に並べ左上をステイプル止めし A4(ISO216 準拠以下同じ)クリアファイルに入れて提出すること。ただし、正本については左上クリップ止めとする。

## (2)提案書等の作成及び提出

本プロポーザルの参加申込者は、提案書類を作成し以下により提出すること。

なお提案数は1社につき1提案とする。

### ①受付期間および提出方法

#### ア、受付期間

2023年6月26日(月)～2023年7月11日(火)まで(当日消印有効)

#### イ、提出方法

持参または郵送(書留)、宅配便

※持参による提出の受付時間は、土・日・祝祭日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、提出先まで届けるものとする。

なお、表に「丸山公園遊具設置工事(設計・施工)プロポーザル提案書在中」と朱書きで明記すること。

#### ウ、提出先

本実施要領「5-(1)-①-ウ」に同じ

## ②提出書類

- ア. 提案書(様式第5号)
- イ. 提案目的物の完成予想図(概要図)、構造図および配置計画図  
完成予想図(概要図)には、テーマやコンセプトおよび遊具や施設全体の説明を簡素に記載すること。
- ウ. 工程計画表

エ. 工事費内訳書(見積書)(様式第6号)

オ. 遊具の維持管理計画書(金額含む)

遊具設置から25年について、消耗部品の交換や遊具の更新などを含めた維持管理費(ライフサイクルコスト)を算出すること。

カ. その他補足説明資料

③提出部数

正本1部、正本の写し6部

※提案書類ア～カの順番に並べ左上をクリップ止めとすること。概要図・構造図および配置計画図については、サイズは問わないがA4サイズに製本(折りたたむ等)し提出すること。

6. 質問書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問については、以下の要領により受付、回答を行う。なお、質問内容は本実施要領ほか、市提示資料に関する事項、提出図書の作成・提出に関する事項とする。

(1) 受付期間

(応募申込みに関する質問) 2023年6月5日(月)～2023年6月12日(月)まで

(提案書に関する質問) 2023年6月26日(月)～2023年7月3日(月)まで

(2) 提出先

代表メールアドレス宛(本実施要領「5-(1)-①-ウ」に記載)

(3) 提出方法

「質問書(様式第8号)」必要事項を記入の上、電子メールに添付して提出すること。

(4) 回答方法

各質問書締切日から3日後に三好市ウェブサイトで公表する。

※個別回答は行わない。

7. その他

(1) 契約等に関する事項

①審査により工事請負候補者に選定されたものについて契約締結の交渉を行う。契約方法は随意契約とする。

②工事費は、請負候補者が提出した価格提案書を基準とするが、詳細な見積書を別に提出し、請負候補者及び三好市の合意の基にこれを決定するものとする。ただし、その額は本実施要領「2-(5)」で示した金額以内とする。

③工事請負候補者が、本プロポーザル終了後に本実施要領「4-(3)」に定める失格要件に該当すると認められた場合、又は三好市と工事請負候補者による本業務の契約締結交渉が不調となった場合は、次順位の者から順に契約交渉を行う。

8. 著作権及び提出資料等の取り扱い

(1) 提出図書の返却は行わない。

(2) 提出された提案書、並びに提案内容の完成予想図(概要図)、および構造図の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属するものとする。

※プロポーザル終了後に契約を締結し作成した図面等の書類については除く。

(3) 主催者は、本プロポーザルの選定結果の公表や出版、その他主催者が執務上必要とする場合にのみ、提出図書の一部又は全部を使用できるものとする。

## 9. その他

(1) 選定された提案に沿って進めるものとするが、よりよい内容とするため、三好市から提案を行うことがある。この場合、市からの提案を尊重し、市の合意の基、進めることとする。

(2) 本業務にかかる説明会は行わない。

(3) 現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。

## 10. プロポーザルの日程

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は次のとおりとする。

なお、期日の定まっていないものについては決定次第公表する。

No.	内 容	日 程
1	プロポーザルの公告・実施要領の公表	2023年6月1日(木)
2	応募申込受付期間	2023年6月5日(月)から 2023年6月20日(火)まで
3	応募申込に関する質問書の受付期間	2023年6月5日(月)から 2023年6月12日(月)まで
4	応募申込に関する質問書に対する回答	2023年6月15日(木)
5	参加資格確認結果通知および提案書提出要請書送付	2023年6月22日(木)
6	提案書の受付期間	2023年6月26日(月)から 2023年7月11日(火)まで
7	提案書に関する質問書の受付期間	2023年6月26日(月)から 2023年7月3日(月)まで
8	提案書に関する質問書に対する回答	2023年7月6日(木)
9	審査委員会(プレゼンテーション)(予定)	2023年7月中旬
10	最終審査結果の通知・公表(予定)	2023年7月下旬
11	工事請負契約締結(予定)	2023年8月上旬

※日程等は予定ですので、変更になる場合があります。